

朝霞市スポーツ協会細則

(主 旨)

第 1 条 この細則は、朝霞市スポーツ協会規約（以下「規約」という）の実施に必要な事項を定めるものとする。

(顧問、相談役)

第 2 条 顧問は次に掲げる団体及び機関等の代表の職にあるものを推薦し、常任理事会の承認を経て会長が委嘱する。

市長、市議会議長、教育長、スポーツ推進審議会議長、社会福祉協議会長、文化・スポーツ振興公社理事長、市校長会長、自治会連合会長、交通安全協会展長、警察署長

2 相談役は常任理事会の承認を経て会長が委嘱する。

3 顧問は会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

4 相談役は会長の相談に応じ、意見を述べるができる。

(加盟団体会費)

第 3 条 加盟団体会費の額は年額とし、加盟団体に対して交付する補助金の金額に10パーセントを乗じて得た金額とする。ただし、その金額の1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てた額とする。

(補助金)

第 4 条 加盟団体に対し補助金を交付する。ただし、会費を徴収していない団体については交付しない。

2 補助金の額は常任理事会で決定する。

(賛助会費)

第 5 条 賛助会員の会費は、法人会費は年額10,000円（1口）以上、また個人会員は年額5,000円（1口）以上とする。

(特別表彰)

第 6 条 体育、スポーツ及びレクリエーションで、特に優秀な技量を発揮し、他の模範と認められた者に、常任理事会で承認を得て表彰することができる。

2 賛助会員で、スポーツ協会振興のために10年以上にわたる功績があった法人及び個人を表彰する。

3 表彰は賞状を授与する。なお、金品を加授することができる。

4 総会、賀詞交歓会、その他の席上で表彰する。

(諸費規定)

第 7 条 事務員の賃金は、月額4万円とする。

2 勤務時間は週2回とし、始業は10時、終業は16時とする。

3 役員が対外的な行事や会議等に出席した場合、諸費を支給することができる。

額については別途定める。

(改 訂)

第 8 条 この細則は、常任理事会の出席者の 3 分の 2 以上の同意を得てこれを改訂できる。

付 則

この細則は、平成19年5月25日から実施する。

平成25年5月28日 一部改正

平成28年4月12日 一部改正

平成29年4月11日 一部改正

令和 5 年5月23日 一部改正